

平成30年度着手
令和7年度（変更第1回）

県営土地改良事業計画概要書
（経営体育成基盤整備事業）

わ じ おお た
和 地 太 田 地 区

目 次

[県営土地改良事業の変更事項]	1
I 土地改良事業計画の概要	2
第1章 目的	2
第1節 事業の種類	2
第2節 事業の目的	2
第3節 関係地積	2
第2章 地域の所在及び現況	2
第1節 地域	2
第2節 地積	2
第3節 現況	3
(1) 地域及び土質等	3
(2) 水利状況	3
(3) 道路状況	3
(4) 営農状況	3
(5) 地域環境の概況	3
第3章 基本計画	4
第1節 農用地の造成	4
第2節 環境配慮	4
第4章 工事又は管理の要領	5
第1節 工事	5
第2節 管理の要領	5
第5章 換地の要領	5
第6章 費用の概算	5
第7章 効用	6
第8章 他の事業との関係	7
第9章 計画概要図	7
II 県営土地改良事業によって造成される 土地改良施設の予定管理方法	10
III 県営土地改良事業（和地太田地区）における事業費及び 事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	11

[県営土地改良事業の変更事項]

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	増減	備考
受益面積	22.9 ha	22.9 ha	- ha	増0.1ha、減0.1ha
農用地造成	22.9 ha	22.9 ha	- ha	増0.1ha、減0.1ha
整地工 (区画整理)	22.9 ha	22.9 ha	- ha	増0.1ha、減0.1ha
暗渠排水工	22.7 ha	6.3 ha	△ 16.4 ha	
事業費	1,480,000 千円	2,381,000 千円	901,000 千円	工雑事務費抜き
工期	平成30年度 ～平成35年度	平成30年度 ～令和9年度	4年	

2. 変更を必要とする理由

・受益面積の変更

地元調整の結果、編入0.1ha及び除外0.1haが発生する。

・整地工（区画整理）の変更

整地工の事業量は、上記受益面積の変更に伴い、0.1haの増及び0.1haの減が発生する。

・暗渠排水工の変更

詳細な地下水位の調査の結果、暗渠排水工が必要な範囲を特定することができたため、暗渠排水工の面積を22.7haから6.3haに変更する。

・事業費の変更

水資源機構との調整の結果、既設管の撤去が必要となった。
また、客土の調達先を地元と調整した結果、当初想定していた場所から変更する必要が生じた。
これらに対応するために事業費が901,000千円増額となった。

・工期の変更

畑地転換に適した耕作土の入手にあたっての土質に関する地元調整並びに既施設の適切な撤去方法の検討及び協議に不測の期間を要したため、完了予定を令和5年度から令和9年度に変更する。

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第1節 事業の種類

県営経営体育成基盤整備事業

農用地の造成（土地改良法第2条第2項第3号農用地の造成）

第2節 事業の目的

本地区は田原市の西部に位置し、周辺を山に囲われている水田地帯である。

昭和41年から昭和42年に団体営ほ場整備事業により一時整備されているものの、畑作への移行により耕作放棄地が増加し、現在では、地区の約8割が耕作放棄されている状態である。また、施設整備後40年以上を経過し、施設の老朽化が著しく、一部で耕作を継続しているが支障を来している。

本事業により農地中間管理機構が借り入れている農用地の造成を行い、水田から畑への転換を進めるとともに畑作物への用水施設の整備、暗渠排水施設及び排水施設の整備による排水改良、農道の舗装を行い、担い手への農地の利用集積、農業経営の改善・安定、及び耕作放棄地の解消を図ることにより、本地域の農業競争力の強化を図るものである。

第3節 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現況	(22.2) 22.1	(0.7) 0.8	—	22.9	—	—	—	22.9
計画	0.2	22.7	—	22.9	—	—	—	22.9

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域

田原市和地町

第2節 地積

（（平成30年2月現在））

（令和7年12月現在）

市町 村名	現況 地目	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
田原市		(22.2) 22.1	(0.7) 0.8	—	22.9	—	—	—	22.9

登記簿面積

第3節 現況

(1) 地域及び土質等

本地区は、田原市の西部に位置した水田農業地帯である。水田土壌は黒色土壌粘土腐植型(Ht-3)、畑土壌は近隣地より西尾統(N-1)の2系統である。

(2) 水利状況

本地区の用水は、豊川用水東部幹線水路の東和地支線、西和地支線から自然圧で配水されているが、末端水路の老朽化により配水に支障をきたしている。

本地区の排水は、基幹的な排水路は平成5年から実施された農村振興総合整備事業和地南地区により改修されているものの、流入するほ場内の排水路は、昭和41年ほ場整備事業により整備された土水路のままとなっており、通水不良となっている箇所があり、冠水被害の恐れがある。

(3) 道路状況

本地区の道路は未舗装であり、農地の耕作放棄に伴い、通行不能となっている区間がある。

(4) 営農状況

経営規模は1戸当たり平均0.47ha、畑主体の農業地帯である。周辺地域においても畑作営農意向が強い状況である。

(5) 地域環境の概況

本地区は、全域環境配慮区域になっており、地区内の排水路には、ドジョウやメダカなど魚類が多く生息しており比較的良好な水辺環境を有している。また、耕作放棄の期間が長いため、特に昆虫類が多く確認されている。

田原市は豊富な自然環境を持っているが、激しい時代の変化の中、これらの環境を今のままで保全していくのは困難であるが、その中でできることから地域の自然環境を健全な形で保全し、利用していく必要がある。本市には農業用ため池が数多くあり、身近な水辺として住民の憩いの場の創造が望まれており、平野部及び台地部に広がる農地では、ほ場整備や農道整備をはじめとして様々な農業農村整備が積極的に進められており、地域の環境が変化していく中で、自然豊かな田園風景や水辺、歴史、文化を感じさせる情緒ある集落などを、適正に保全していく必要がある。

第3章 基本計画

本事業の受益面積は、22.9haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	計
農用地造成	0.2	22.7	22.9

第1節 農用地の造成

農地中間管理機構が借り入れている農用地の造成を行い、水田から畑への転換を進めるとともに畑作物への用水施設の整備、暗渠排水施設及び排水施設の整備による排水改良、農道の舗装を行い、担い手への農地の利用集積、農業経営の改善・安定、及び耕作放棄地の解消を図ることにより、本地域の農業競争力の強化を図ることを目的とする。

第2節 環境配慮

本地区は、田原市田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域となっている。地区内の排水路には、水生生物が多く見られ、良好な生物生息空間が確保されているため、生息環境の保全に配慮していくものとする。

工事の施工においては、排水路に魚巢ブロックを設置し、生息する水生生物の退避場及び生育場所を確保し、壁面にスロープを設置し、両生類等の逃げ道を作ることにより保全を図る。また、整備範囲内で発見した個体については整備範囲外へ移動させることで個体数への影響の軽減を図る。特定外来生物については、事業の施工により周辺環境に分布域を広げないように留意する。

施工時期は保全対象生物が少ない時期を選ぶこととする。また、濁水及び土砂流出の防止を図るとともに、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械を使用し、周辺環境に配慮する。

第4章 工事又は管理の要領

第1節 工 事

工事は、県営経営体育成基盤整備事業和地太田地区として、

農用地造成	22.9 ha
用水路工	4.3 km (揚水機場 1 箇所)
排水路工	4.0 km
農道工	4.6 km
整地工	22.9 ha (22.7)
暗渠排水工	6.3 ha
を施工する。	

予定工期

着手	平成30年度 (平成35年度)
完了	令和9年度(予定)

第2節 管理の要領

県営経営体育成基盤整備事業和地太田地区により造成された土地改良施設は田原市及び田原市土地改良区がそれぞれ協議して管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

(単位：千円)

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合 計
農用地造成	(1,480,000)	(105,080)	(1,585,080)
	2,381,000	144,000	2,525,000
合 計	(1,480,000)	(105,080)	(1,585,080)
	2,381,000	144,000	2,525,000

(平成29年度) (8)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費、工事雑費。

第7章 効 用

(単位：千円)

区分 効果名	年総効果 (便益) 額	年総増加 農業所得額	備考
作物生産効果	(35,014) 37,055	(77,049) 73,975	
品質向上効果	(21,653) 27,766	(20,552) 27,704	
営農経費節減効果	(45,304) 55,922	(45,304) 55,922	
維持管理費節減効果	(△ 6,088) △ 7,772	(△ 5,082) △ 6,413	
営農に係る走行 経費節減効果	(-) 36,611	-	
景観・環境保全効果	(-) 2,522	-	
国産農産物安定供給効果	(16,991) 14,913	-	
計	(112,874) 167,017	(137,823) 151,188	総便益額 (1,956,606) 4,061,234

<参考>

		(1, 258, 734)
①当該事業費	:	2, 805, 440 千円
		(541, 275)
②その他費用	:	669, 358 千円
		(1, 800, 009)
③総費用	:	3, 474, 798 千円
		(557)
④年償還額	:	710 千円/年
		(297)
④' うち機能向上分	:	425 千円/年
		(112, 874)
⑤年総効果（便益）額	:	167, 017 千円/年
		(1, 577)
⑥現況年総農業所得額	:	1, 702 千円/年
		(137, 823)
⑦年総増加農業所得額	:	151, 188 千円/年
		(46)
評価期間	:	50 年
割引率	:	0. 04
		(1, 956, 606)
⑧総便益額	:	4, 061, 234 千円
		(1. 08)
⑨総費用総便益比（⑧÷③）	:	1. 16 ≥ 1. 0
		(0. 353)
⑩総所得償還率（④÷⑥）	:	0. 418 ≤ 0. 2
		(0. 002)
⑪増加所得償還率（④' ÷⑦）	:	0. 003 ≤ 0. 4

第8章 他の事業との関係

機構営豊川用水二期事業

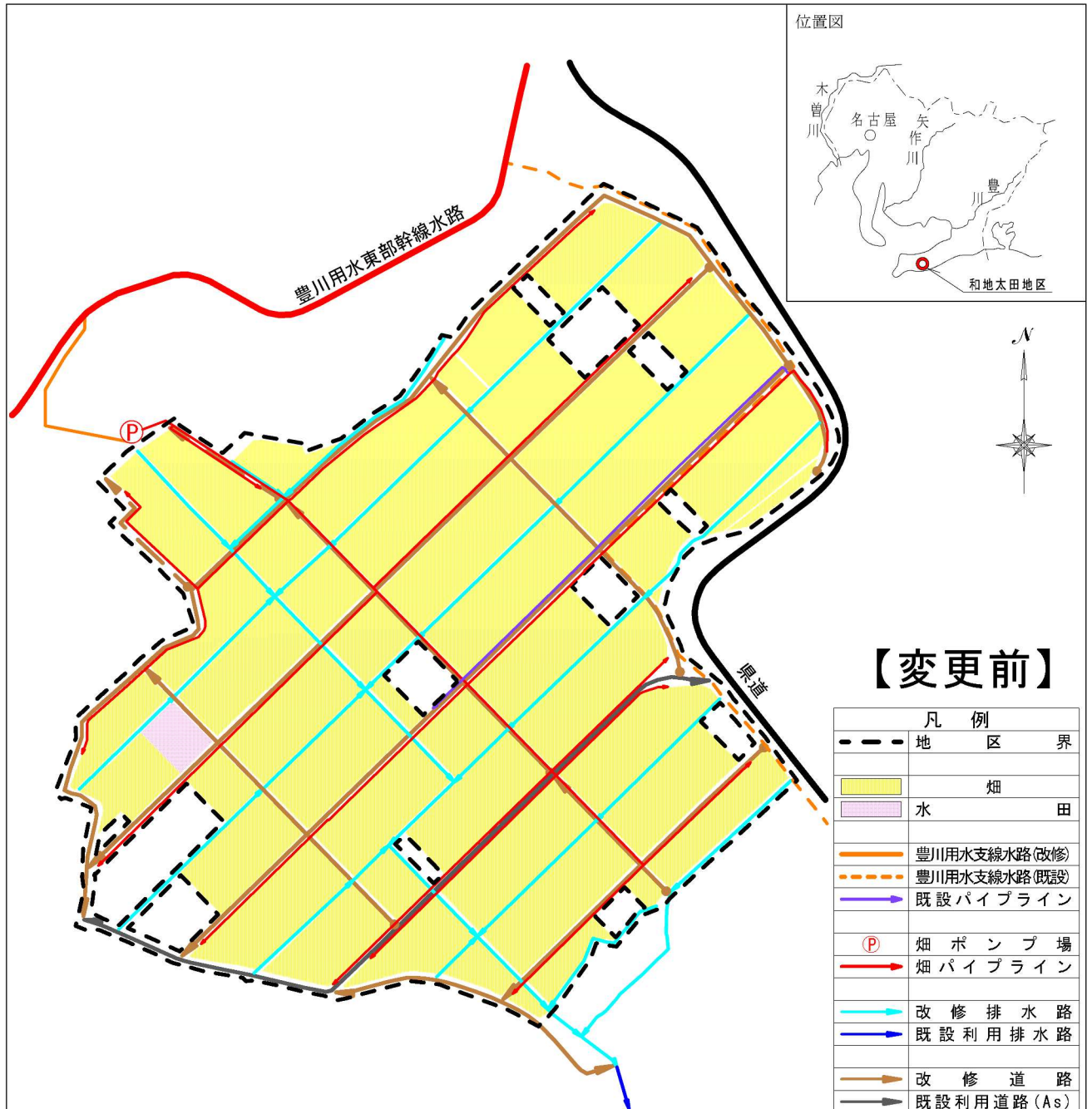
(平成42年度)

本地区の基幹かんがい水源であり、平成11年度～令和12年度予定で独立行政法人水資源機構により施工されている。

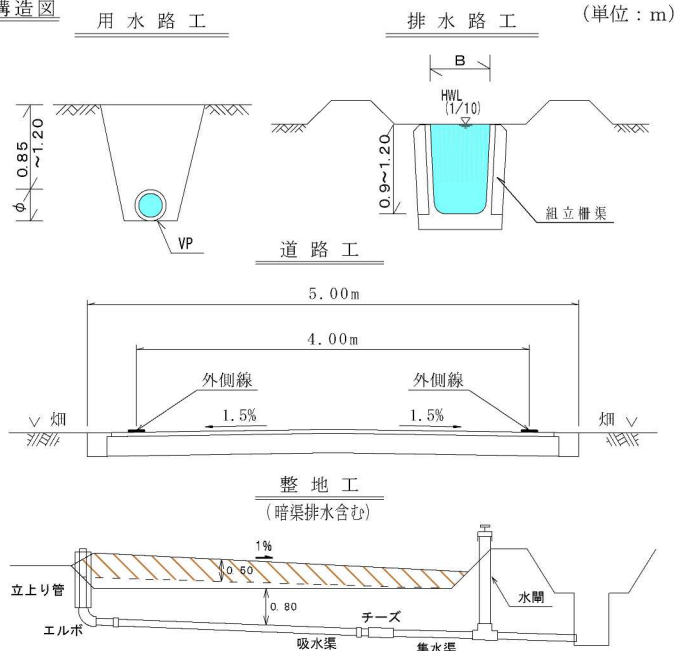
第9章 計画概要図

別添のとおり

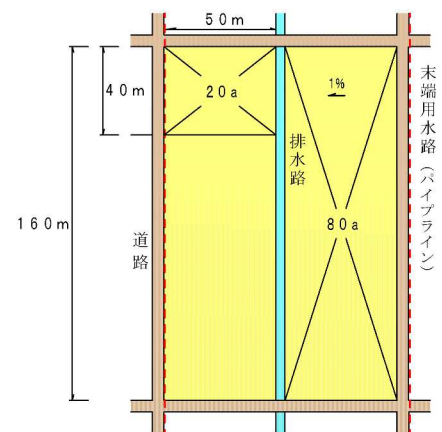
計 画 概 要 図



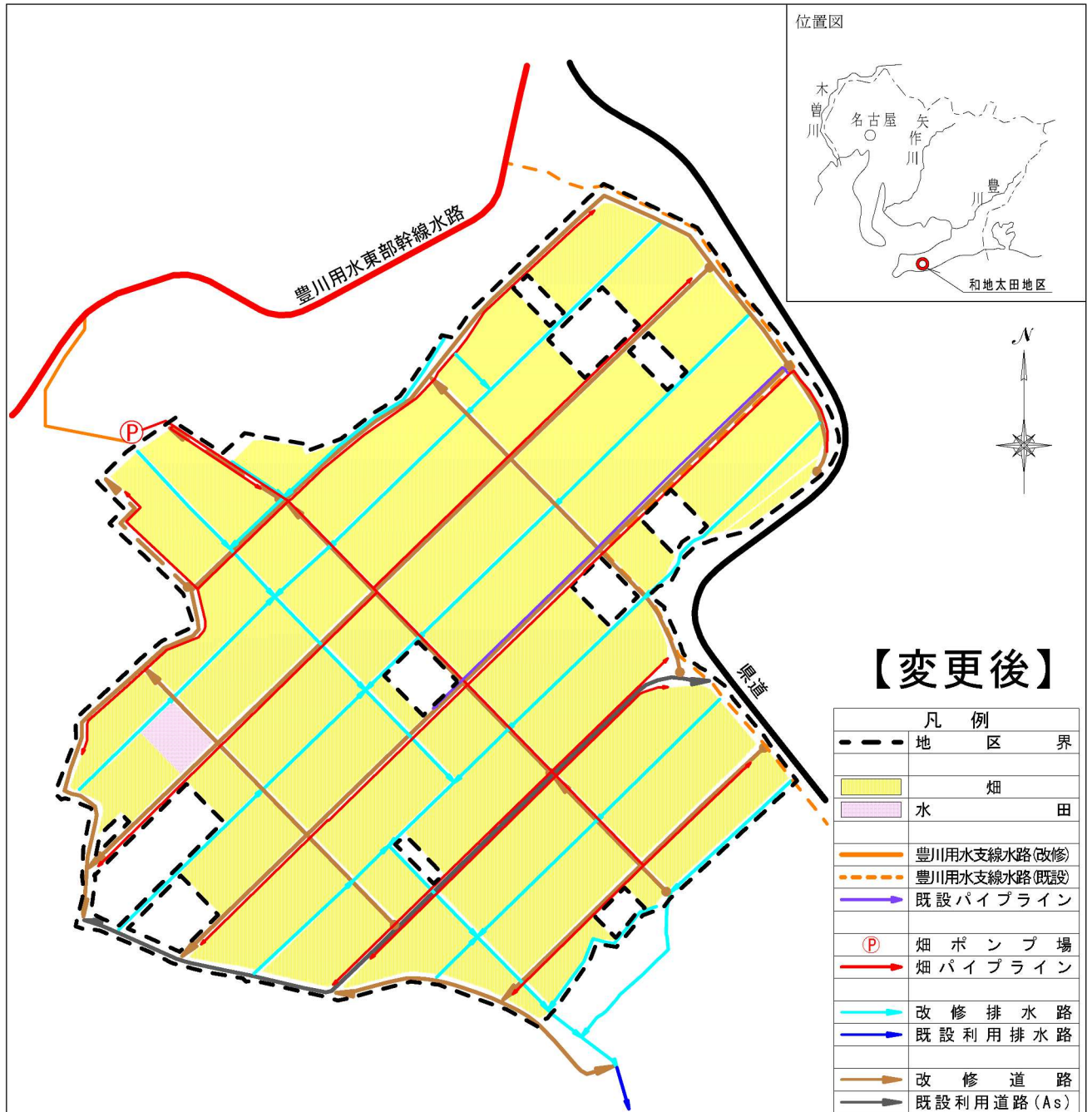
標準構造図



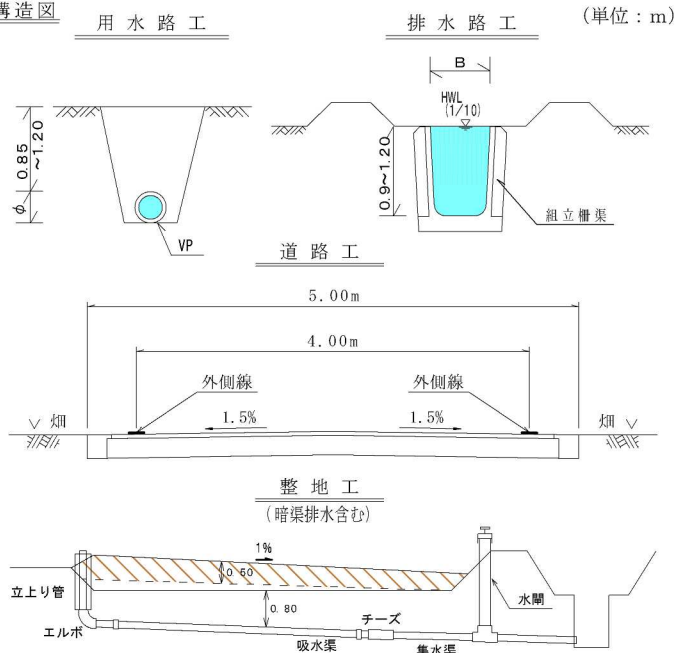
標準区画割図



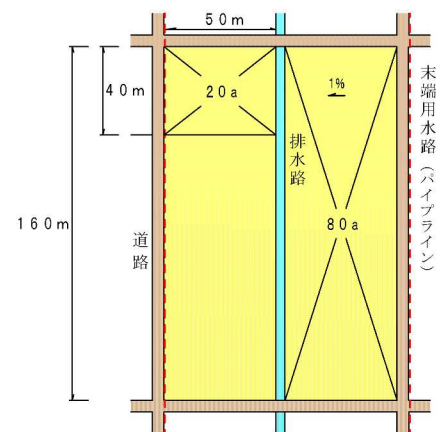
計 画 概 要 図



標準構造図



標準区画割図



Ⅱ．県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1．管理者

豊川総合用水土地改良区、田原市土地改良区、田原市

2．管理すべき施設の種類

関係地域において整備された施設のうち、用水施設は豊川総合用水土地改良区及び田原市土地改良区が、排水施設及び道路施設は田原市が管理する。

3．貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4．管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

	(5, 236)
年間管理費	約 6, 874 千円
豊川総合用水土地改良区・田原市土地改良区	(1, 402)
	約 1, 759 千円
田原市	(3, 834)
	約 5, 115 千円

※ただし、物価の変動又は維持管理の程度により、経費は変動することがある。

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5．その他管理方法に関する基本的事項

管理者が別に定める管理規程による。

Ⅲ. 県営土地改良事業（和地太田地区）における事業費

及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

費用 (1,585)
2,525 百万円

事業費^{※1} (1,480)
2,381 百万円

事務的経費^{※2} (105)
144 百万円

(平成29年度) (8)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号（設）農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費、工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位：%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農用地造成	62.5	27.5	10.0	-	
(事務的経費)					
農用地造成	-	100.0	-	-	

(注) 国及び県が負担する金額以外の負担金は、田原市が全額負担する。

3. 土地改良法第91条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の田原市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

該当なし

5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに掲げる者は、法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定による当該事業の計画を定めた旨の公告した日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する行為をした場合には、同条の規定により特別徴収金を徴収されることがある。